

台北市政府工務局工事事務所ターンキー調達契約(草案)

台北市政府 2017 年 9 月 6 日府工採字第 10630000700 号書簡修正版
公共工程委員会 2016 年 1 月 12 日版

第 1 青果市場（堤内中継地を含む）及び万大魚類卸売市場再建ターンキー契約 目次

第 1 条	契約文書及び效力	3
第 2 条	契約目的物及び場所	6
第 3 条	契約金の支払い	10
第 4 条	契約金の調整	11
第 5 条	契約金の支払い条件	13
第 6 条	税金	20
第 7 条	契約履行期限	20
第 8 条	材料、機械機具及び設備	22
第 9 条	契約履行管理	23
第 10 条	プロジェクト管理及び工事監督作業	37
第 11 条	契約履行に関する品質管理	38
第 12 条	災害処理	41
第 13 条	保険	41
第 14 条	保証金	42
第 15 条	検収	45
第 16 条	操作、メンテナンス資料及び訓練	48
第 17 条	保証	50
第 18 条	契約履行の遅延	52
第 19 条	権利及び責任	54
第 20 条	連帯保証	56
第 21 条	契約の変更及び譲渡	56
第 22 条	契約終了、解除及び施工の一時停止	57
第 23 条	争議の処理	61
第 24 条	その他	63
附録 1	工地の管理	67
附録 2	作業の協力及び施工会議	70
表 1	重要施工における施工監督部門立会い検査ホールドポイント一覧（甲表）	73
表 2	各工事の重要作業項目参考一覧表（乙表）	75

契約書第 2 条第 5 項の添付文書	86
第 9 条第 8 項第 1 款の添付文書	90
第 11 条第 1 項の添付文書	94
第 11 条第 2 項の添付文書	96
第 15 条第 3 項の添付文書	97

入札機関台北市政府工務局新設工事処（以下、「機関」という。）及び落札者

□ 第1入札参加業者〇〇〇〇〇〇〇〇（以下、「代表業者」という。）、第2入札参加業者〇〇〇〇〇〇〇〇（以下、第1業者と第2業者を合わせて「業者」という。）

□ 〇〇〇〇〇〇〇〇（以下、「業者」という。）

双方は、政府調達法（以下、「調達法」という。）及びその主務機関が定める規定に基づいて本契約を締結することに同意し、以下の条約を遵守するものとする。

第1条 契約文書及び効力

（一）契約書は次の文書を含む

1. 応札書及びその変更又は追加文書。
2. 入札書及びその変更又は追加文書。
3. 落札書及びその変更又は追加文書。
4. 契約書本文、添付文書及びその変更又は追加文書。
5. 契約時に提出した契約履行に基づく文書又はデータ。
6. その他本契約の権利義務に関連し、双方が協議の上で合意した文書は、その合意結果によって優先順序を決定する。

（二）定義及び用語：

1. 契約文書とは、書面、録音、録画、写真、縮小模型、電子データ又はサンプル等の方法によって表されるオリジナル又は複製品等、前項で定める資料をいう。
2. 工程会とは、行政院公共工程委員会をいう。
3. 専任技術者とは、機関により本契約で与えられた専任技術者の職権を行使するよう書面にて割当てられた者をいう。
4. 専任技術者代表とは、専任技術者が指定し、本契約を実施するために定められた責任者をいう。その権限範囲は、専任技術者が書面にて業者に通知しなければならない。
5. 施工監督部門とは、機関より現場監督作業を委託された業者をいう。
6. 施工監督部門／専任技術者とは、施工監督部門がある場合は施工監督部門とし、施工監督部門が無い場合は専任技術者とする。
7. 専任技術者／機関とは、専任技術者がいる場合は専任技術者とし、専任技術者がいない場合は機関とする。
8. 下請けとは、所謂一括再委託ではなく、契約の一部をその他業者が履行することをいう。
9. 書面とは、FAX、電報及び電子メール等の手書き、入力及び印刷された書信及び通知をいう。機関は調達法第93条の1の規定に基づき、電子化することを許可するものとする。
10. 規範とは、施工規範、施工安全、衛生、環境保護、交通安全手引、技術規範及び工事施工期間など、契約の規定により提出した全ての規範

及び書面による規定を含む工事規範及び規定をいう。

11. 図面とは、機関が契約書に基づいて業者に提供した全ての図及びそれに付随する資料をいう。また、必要なサンプル及び模型等、機関の許可を得て業者が提出した全ての図及びそれに付随する資料もこれに属する。図面には設計図、施工図、構造図、工場施工製造図、詳細図等を含むがこれらに限定されないものとする。
12. 予定価格とは、調達法施行細則第 26 条で規定する予定価格をいう。
13. 契約価格とは、落札してから契約を締結する際の契約金総額をいう。
14. 契約金総額とは、これまでの契約にて変更した金額、契約で定められた実作業量金額、物価調整額、割引金額等の調整後の金額をいう。
15. 作業配分表とは、現場監督又はプロジェクト管理を委託する場合における「公共工程施工段階において規定する作業配分表」のことをいい、これに基づいて、機関、業者、施工監督部門及びプロジェクト管理部門の作業配分及び各作業期間、罰則等の処理を行うものとする。

(三) 契約する各文書の内容に適合しない箇所がある場合、別途規定している場合を除き、優先順序は次の通りとする（各文書の内容は、本項【第 1 条第 3 項】の添付文書を参考にする事）

1. 本契約書の条項。
2. 作業配分表。
3. 開札、落札の記録。
4. 入札心得（追加版）。
5. 入札心得（入札公告を含む）。
6. 提案依頼書。
7. 特定条項。
8. 追加説明（又は規範）。
9. 工程施工規範。
10. 図面。

(四) 契約する各文書の優先順序について、前項の規定以外では、次の原則に基づいて処理する。但し、契約で別途規定している又は文書の内容に誤りがある又は偽造、変造している場合はこの限りではない。

1. 契約条項は応札書内のその他文書に附記する条項より優先するものとする。但し、附記する条項が特別な声明である場合はこの限りではない。
2. 応札書の内容は入札書の内容より優先するものとする。但し入札書の内容に対し機関が応札書の内容より優先すると判断した場合はこの限りではない。業者が入札書内にて行った特別な声明が許可され、機関により審査時に承認された場合、入札書の内容を優先するものとする。